

第一百六十二回

参議院農林水産委員会議録第十三号

平成十七年四月二十八日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動
四月十九日 辞任 谷合 正明君

補欠選任
四月二十日 辞任 野村 哲郎君
草川 昭三君

補欠選任
四月二十一日 辞任 田村耕太郎君
谷合 正明君

補欠選任
四月二十二日 辞任 田村耕太郎君
谷合 正明君

補欠選任
四月二十六日 辞任 山口那津男君
谷合 正明君

補欠選任
四月二十七日 辞任 松下 新平君
輿石 東君

補欠選任
四月二十七日 辞任 小川 敏夫君
輿石 東君

補欠選任
四月二十七日 辞任 中川 義雄君
松下 新平君

補欠選任
四月二十七日 辞任 岩永 浩美君
田中 直紀君

○委員長(中川義雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

委員

加治屋義人君

○委員長(中川義雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

出席者は左のとおり。

委員長 理事

中川 義雄君

○委員長(中川義雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案内閣提出(衆議院送付)

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

昨二十七日、小川敏夫君が委員を辞任され、その補欠として池口修次君が選任されました。

○委員長(中川義雄君) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、以上両案を一括して議題といたします。

○委員長(中川義雄君) 農業生産法人への金銭出資及び農用地等の貸付信託の事業を追加し、農地の仲介機能の強化を図ることとしております。

○委員長(中川義雄君) 第二に、農用地利用改善事業の見直しであります。

○委員長(中川義雄君) 集落における総合的な農地利用の準則である農地利用規程の規定事項を見直し、集落での話し合いを通じ集落営農の役割分担や粗い手に対する農地の利用集積目標の明確化等が図られることとなります。

○委員長(中川義雄君) 政府から順次趣旨説明を聴取いたします。島村

ルネン マルティ君

○委員長(中川義雄君) 松下新平君

○委員長(中川義雄君) 福本潤一君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君

○委員長(中川義雄君) 松山池口修次君

○委員長(中川義雄君) 小川勝也君

○委員長(中川義雄君) 主濱了君

○委員長(中川義雄君) 岸小泉昭男君

○委員長(中川義雄君) 常田野村哲郎君</p

資するとともに、農業、農村に対する理解と関心を深めるものであり、農林水産省いたしましても、地方公共団体や農業協同組合による特定農地貸付けを農地法の特例とし、市民農園の開設を促進してきたところであります。

こうした中で、現在、構造改革特別区域内において、地方公共団体及び農業協同組合以外の者も、特定農地貸付けの実施により市民農園を開設できることとする特例を措置しておりますが、多様な農地利用の需要に適切に対応するため、この内容を全国において実施することとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特定農地貸付けの定義の見直しであります。

地方公共団体又は農業協同組合のみが特定農地貸付けを実施できるとする限定を撤廃し、これら以外の者も特定農地貸付けを実施できることとしております。

第二に、特定農地貸付けの実施方法であります。地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを実施する場合には、市町村等との間で農地の適切な利用を確保するための協定を締結することを要することとしております。

以上がこれら二法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(中川義雄君) 以上で両案の趣旨説明の聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといったします。

○委員長(中川義雄君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の審査のため、来る五月十七日午前十時に、

参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川義雄君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、食料自給率の抜本的向上に関する請願(第八三三号(第八三四号)(第八三五号))

第八三三号 平成十七年四月十二日受理
食料自給率の抜本的向上に関する請願

請願者 大阪府茨木市宮元町二ノ三 松尾 可親 外六千五百名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第八三四号 平成十七年四月十二日受理
食料自給率の抜本的向上に関する請願

請願者 大阪府吹田市千里山松が丘二ノ七 一六 神上園光博 外六千五百名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

第八三五号 平成十七年四月十二日受理
食料自給率の抜本的向上に関する請願

請願者 大阪市西淀川区御幣島三ノ六ノ二 九 大西君子 外六千五百名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一四六号と同じである。

四月二十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

二、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

第一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

目次中「第四章 農業経営基盤強化促進法の一部改正」

第一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第三条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第四条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第五条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第六条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第八条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第九条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第十条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第十一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第十二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第十三条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第十四条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第十五条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第十六条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第十八条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第十九条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第二十条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第二十一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第二十二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第二十三条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第二十四条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第二十五条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第二十六条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第二十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第二十八条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第二十九条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第三十条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第三十一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第三十二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第三十三条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第三十四条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第三十五条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第三十六条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第三十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第三十八条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第三十九条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第四十条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第四十一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第四十二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第四十三条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第四十四条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第四十五条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第四十六条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第四十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第四十八条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第四十九条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第五十条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第五十一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第五十二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第五十三条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第五十四条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第五十五条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第五十六条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第五十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第五十八条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第五十九条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第六十条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第六十一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第六十二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第六十三条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第六十四条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第六十五条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第六十六条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第六十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第六十八条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第六十九条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第七十条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第七十一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第七十二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第七十三条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第七十四条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第七十五条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第七十六条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第七十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第七十八条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第七十九条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第八十条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第八十一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第八十二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第八十三条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第八十四条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第八十五条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第八十六条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第八十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第八十八条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第八十九条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第九十条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第九十一条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第九十二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第九十三条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を改正する法律案

第五章

第六章

第七章

第八章

第九章

第十章

第十一章

第十二章

第十三章

第十四章

第十五章

第十六章

第十七章

第十八章

第十九章

第二十章

第二十一章

第二十二章

第二十三章

第二十四章

第二十五章

第二十六章

第二十七章

第二十八章

第二十九章

第三十章

第三十一章

第三十二章

第三十三章

第三十四章

第三十五章

第三十六章

第三十七章

第三十八章

第三十九章

第四十章

第四十一章

第四十二章

第四十三章

第四十四章

第四十五章

第四十六章

第四十七章

第四十八章

第四十九章

第五十章

第五十一章

第五十二章

第五十三章

第五十四章

第六条第二項に次の二号を加える。

五 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項

次に掲げる事項

イ 遊休農地及び遊休農地となるおそれが

ある農地並びにこれらの農地のうち農業

上の利用の増進を図る必要があるもの

(以下「要活用農地」という。)の所在

ロ 第十二条第一項の認定を受けた者に対

する要活用農地の利用の集積その他要活

用農地の農業上の利用の増進を図るために

の施策に関する事項

六 特定法人貸付事業に関する次に掲げる事

項

イ 要活用農地が相当程度存在する区域で

あつて、特定法人貸付事業を実施するこ

とが適当であると認められる区域

ロ 特定法人貸付事業の実施主体

ハ 設定される賃借権又は使用貸借による

権利の存続期間に関する基準及び賃借権

の借賃の算定基準

二 特定法人と締結する協定に関する事項

ホ その他農林水産省令で定める事項

第十三条第一項中「農業委員会」の下に「農業

委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八

十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規

定により農業委員会を置かない市町村にあつて

は、その長。以下同じ。)」を加える。

第十七条第二項中「存する区域」の下に「及び

生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三

条第一項の規定による生産緑地地区の区域」を

加え、「第十七条第一項において」を「以下」に

改める。

第十八条第三項第二号ただし書中「によつて

利用権の設定等を受ける場合」の下に「特定法

人が特定法人貸付事業の実施によつて賃借権又

は使用貸借による権利の設定を受ける場合であ

つてこれらの権利の設定を受けた後においてイ

及びハに掲げる要件を備えることとなるとき、

同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人

貸付事業の用に供するため利用権の設定等を受ける場合」を加える。

第二十三条第二項第五号を同項第六号とし、

同項第四号中「認定農業者への利用権の設定等の促進」を「認定農業者に対する農用地の利用の促進」に改め、同号を同項第五号とし、

同項第三号中「農作業」を「認定農業者とその他構成員との役割分担その他農作業」に改め、

同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三

号とし、同項第一号を同項第一号とし、同項に

第一号として次の一号を加える。

一 農用地の効率的かつ総合的な利用を図る

ための措置に関する基本的な事項

第二十三条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものである。

内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

第二十六条の次に次の章名を付する。

第四章の二 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置

第二十七条を次のように改める。

(農業委員会の指導)

第二十七条 同意市町村の農業委員会は、基本構想の達成に資する見地から特に必要であると認めるときは、その区域(市街化区域を除く。)内に存する要活用農地の所有者又はその要活用農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(次条第一項において「使用収益権を有する者」という。)に対し、当該要活用農地の農業上の利用の増進を図るために必要な指導をするものとする。

第二十七条を次のように改める。

(農業委員会の指導)

第二十七条 同意市町村の長は、前項の規定による届け出があった場合において、当該届出に係る計画

に当該要活用農地の利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の記載があるときは、その旨を農業委員会に通知するものとする。

2 前項の規定により農業委員会に通知があつた場合は、第十三条第一項の農用地の所有者

があつた場合において、当該届出に係る計画に当該要活用農地の農業上の利用の増進に関する

申出があつたものとみなす。

3 同意市町村の長は、前項の規定による届け出

があつた場合において、当該届出に係る計画に当該要活用農地の農業上の利用の増進に関する

申出があつたものとみなす。

4 前項の規定により農業委員会に通知があつた場合は、第十三条第一項の農用地の所有者

からの申出があつたものとみなす。

(特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告等)

第二十七条の三 同意市町村の長は、前条第二項の規定による届け出があつた場合において、

当該届出に係る計画の内容からみて、基本構

想の達成に支障が生ずるおそれがあると認め

るときは、当該届出をした者に対し、相当の

(特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する

勧告等)

第二十七条の三 同意市町村の長は、前条第二

項の規定による届け出があつた場合において、

当該届出に係る計画の内容からみて、基本構

想の達成に支障が生ずるおそれがあると認め

るときは、当該届出をした者に対し、相当の

(特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する

期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の

利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による勧告

をした場合において、当該勧告を受けた者が

当該勧告に従わないとときは、当該勧告に係る

特定遊休農地の利用権の設定等を希望する農

地保有合理化法人、市町村又は特定農業法人

(以下「農地保有合理化法人等」という。)で農

林水産省令で定める要件に該当するもののう

ちから利用権の設定等に関する協議を行う者

を指定して、その者が利用権の設定等に関する

協議を行つう旨を当該勧告を受けた者に通知

するものとする。

3 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことを拒んではならない。

4 前項の規定による協議に係る特定遊休農地の利用権の設定等を受けた農地保有合理化法人等は、基本構想の達成に資するよう当該特定遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

(都道府県知事の調停)

第二十七条の四 前条第三項の規定による協議が調わず、又は協議をすることができないとときは、同条第二項の指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対して申請をして二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る利用権の設定等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行ふ場合には、当事者の意見を聞くとともに、前条第二項の指定をした同意市町村の長に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(裁定の申請)

第二十七条の五 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、その勧

告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第二十七条の三第二項の指定期を定めた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る特定遊休農地について、特定期利用権(農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。)の設定に係る裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第二十七条の六 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る特定遊休農地の農地所有者等にこれを通じし、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えるなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る特定遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第二十七条の七 都道府県知事は、第二十七条の五の規定による申請に係る特定遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他その特定遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、その申請をした都道府県知事がその特定遊休農地をその者の利用計画に従つて利用に供することができ基本構想の達成のため必要かつ適当であると認めるときは、そな必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 第二十七条の八 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利用権を有する者が正當な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る特定遊休農地の全部又は一部をしてはその特定遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業會議の意見を聴かなければならぬ。

(裁定の効果等)

第二十七条の九 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 民法第二百七十二条ただし書及び第六百二十二条の規定は、前項ただし書の場合は、適用しない。

(措置命令)

第二十七条の十 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る特定遊休農地を貸し付けることのできない。ただし、特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

第二十七条の十一 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る特定遊休農地を貸し付けることのできない特定遊休農地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

2 前項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る特定遊休農地を貸し付けることのできない。ただし、特定利用権を有する農地保有合理化法人又は市町村が、農地売買等事業又は特定法人貸付事業により特定利用権に係る特定遊休農地を貸し付ける場合は、この限りでない。

2 民法第六百十二条の規定は、前項ただし書の場合は、適用しない。

3 第二十七条の十二 同意市町村の長は、特定遊休農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該特定遊休農

地の農地所有者等に対し、期限を定めて、そ

の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、農林

水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 同意市町村の長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら該支障の除去等の措置を講じないときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら該支障の除去等の措置を講じる旨を、あらかじめ、公表しなければならない。

第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた特定遊休農地の農地所有者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき特定遊休農地の農地所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることを確知することができないとき。

4 同意市町村の長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定遊休農地の農地所有者等に

負担させることができる。

第五章 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

第四章の三 特定法人貸付事業の実施

第二十七条の十三 基本構想において定められた特定法人貸付事業の実施主体(以下この条において「実施主体」という。)は、第六条第二項第六号イの区域(市街化区域を除く。)において、当該区域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて必要であると認めるときは、当該区域内の農用地について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、基本構想に従い特定法人貸付事業を行うものとする。

2 実施主体は、特定法人貸付事業の実施に当たり、特定法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定を特定法人(実施主体が農地保有法人貸付事業の実施により貸し付けようとする場合)と締結するものとする。

3 実施主体は、特定法人貸付事業の実施により特定法人に貸し付けられている農用地について、特定法人が前項の協定に違反した場合には、当該農用地の貸付契約を解除することができる。この場合において、実施主体が農地保有法人であるときは、実施主体である農地保有法人は、あらかじめ、同意市町村に協議しなければならない。

四の三 農業経営基盤強化促進法第二十七条の四第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い同法第四条第三項第一号の権利が設定され、又は移転される場合

四の四 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて同法第二十七条の五に規定する特定利用権が設定される場合

五 第二項第一項第七号の二中「政令」を「農林水産省令」に改め、同号の次に次の一号を加える

六 第二項第二号又は第二号の二に掲げる事業に改め、同条第四項中「農地信託等事業」を

第三十八条第一項中「農地信託等事業」を「第

四条第二項第二号又は第二号の二に掲げる事

業」に改め、同条第四項中「農地信託等事業」を

第三十九条第一項第七号の二中「農業振興地域の整備に改め、同条第二項第二号の二中「農業生産法人」の下に「及び農業経営基盤強化促進法第四条第四項に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)」を加え、同項第二号の四を同項第二号の五とし、同項第二号の三の次に次の一号を加える。

二の四 特定法人が使用貸借による権利及び賃借権以外の権利を取得しようとする場合

三 第二項第四号中「農業生産法人」の下に「及び特定法人」を加え、同項第七号中「実施に

より貸し付けようとする場合」の下に「同意市

町村又は農地保有合理化法人がその土地を特定

法人貸付事業の実施により貸し付けようとする

場合」を加える。

四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

五 第七条第一項第十三号の二の次に次の三号を加える。

六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

二十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

二十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

二十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

二十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

二十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

二十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

二十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

二十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

二十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

二十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

三十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

三十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

三十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

三十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

三十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

三十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

三十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

三十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

三十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

三十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

四十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

四十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

四十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

四十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

四十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

四十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

四十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

四十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

四十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

四十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

五十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

五十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

五十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

五十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

五十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

五十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

五十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

五十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

五十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

五十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

六十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

六十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

六十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

六十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

六十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

六十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

六十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

六十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

六十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

六十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

七十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

七十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

七十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

七十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

七十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

七十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

七十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

七十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

七十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

七十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

八十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

八十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

八十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

八十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

八十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

八十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

八十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

八十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

八十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

八十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

九十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

九十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

九十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

九十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

九十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

九十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

九十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

九十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

九十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

九十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百零一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百零二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百零三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百零四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百零五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百零六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百零七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百零八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百零九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百一〇 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百一一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百一二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百一三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百一四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百一五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百一六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百一七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百一八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百一九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百二十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百二十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百二十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百二十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百二十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百二十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百二十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百二十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百二十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百二十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百三十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百三十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百三十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百三十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百三十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百三十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百三十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百三十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百三十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百三十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百四十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百四十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百四十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百四十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百四十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百四十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百四十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百四十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百四十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百四十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百五十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百五十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百五十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百五十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百五十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百五十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百五十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百五十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百五十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百五十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百六十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百六十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百六十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百六十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百六十四 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百六十五 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百六十六 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百六十七 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百六十八 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百六十九 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百七十 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百七十一 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百七十二 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百七十三 第二項第十三号の二の次に次の三号を加える。

一百七十四 第二項第十三号の二の

備に關する法律第十五条の七から第十五条の十
一までを「農業經營基盤強化促進法第二十七条
の五から第二十七条の八まで」に、「第十五条の
七第一項」を「第二十七条の五」に、「第十五条的
十三」を「第二十七条の十」に改め、同項に次の
一号を加える。

六 特定法人貸付事業の実施によつて特定法
人のために設定された質借権に係る質貸借
の解除が、農業經營基盤強化促進法第二十
七条の十三第三項の規定により行われる場
合

第二十条第八項中「解除条件」の下に「(特定法
人が農業經營基盤強化促進法第二十七条の十三
第二項の協定に違反した場合に当該質貸借の解
除をすることを内容とするものを除く。)」を加
える。

(農業振興地域の整備に関する法律の一一部改正)
第三条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和
四十年法律第五十八号)の一部を次のように改
正する。

第十一条の見出しを「農業振興地域整備計画
の案の総覽等」に改め、同条第一項中「のうち
農用地利用計画」を削り、「案を」の下に「当該
農業振興地域整備計画を定めようとする理由を
記載した書面を添えて、」を加え、同条第十項を
同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項と
し、同条第八項中「第三項又は第五項」を「第四
項又は第六項」に改め、同項を同条第九項と
し、同条第七項中「第二項」を「第三項」に、「第
三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」
に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第
八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」
に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第
七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条
第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第
四项とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の
農業振興地域整備計画のうち」に改め、同項を
同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を
加える。

2 前項の規定による公告があつたときは、當
該公告を行つた市町村の住民は、同項に規定
する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供され
た農業振興地域整備計画の案について、當該
市町村に意見書を提出することができる。

第十一條に次の二項を加える。

12 第一項及び第二項の規定は、都道府県が行
う第九条第一項の規定による農業振興地域整
備計画の策定について準用する。

第十二条第一項に後段として次のように加え
る。

この場合においては、前条第二項(同条第
十二項において準用する場合を含む。)の規定
により提出された意見書の要旨及び当該意見
書の処理の結果を併せて公告しなければなら
ない。

第十三条第四項中「第十二条」の下に「(第十二
項を除く。)」を、「第九条第二項」の下に「及び第
十二条第十二項」を加える。

第十五条の二から第十五条の十四までを削
る。

第十五条の十五第一項ただし書中「一に」を
「いすれかに」に改め、同項第三号中「農地法」の
下に「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を加
え、同条を第十五条の二とし、第十五条の十六
を第十五条の三とし、第十五条の十七を第十五
条の四とする。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条中「一に」を「いすれかに」に改め、
同条第二号中「第十五条の十五第一項」を「第十
五条の二第一項」に改め、同条第三号中「第十五
条の十六」を「第十五条の三」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(農業經營基盤強化促進法の一部改正に伴う経
過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による
改正前の農業經營基盤強化促進法(以下「旧基盤
強化法」という。)第五条の規定により定められ、又は変更された同条第一項の基本方針は、
第一条の規定による改正後の農業經營基盤強化
促進法(以下「新基盤強化法」という。)第五条の
規定により定められ、又は変更されるまでの間
は、同条の規定により定められ、又は変更され
た同条第一項の基本方針とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第六
条第六項の同意に係る同条第一項の基本構想
(以下「旧基本構想」という。)は、新基盤強化法
第六条第六項の同意に係る同条第一項の基本構
想(以下「新基本構想」という。)とみなす。この
場合において、市町村は、新基盤強化法第五条
の規定により同条第一項の基本方針が定めら
れ、又は変更された後遅滞なく、新基盤強化法
第六条の規定により同条第一項の基本構想を定
め、又は新基本構想とみなされた旧基本構想を
変更しなければならない。

3 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二
十三条第一項又は第二十三条の二第二項の認定
に係る農用地利用規程は、この法律の施行の日
から起算して一年を経過する日(その日までに
新基盤強化法第二十三条第一項又は第二十三条
の二第二項の認定があつたときは、その認定が
あつた日)までの間は、新基盤強化法第二十三
条第一項又は第二十三条の二第一項の認定に係
る農用地利用規程とみなす。

4 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二
十七条第一項の規定による指導に係る同条第二
項から第十項までの規定による要請、勧告、協
議その他の行為については、なお從前の例によ
る。

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、新基盤強化法の施行の状況を
勘査し、必要があると認めるときは、新基盤強
化法の規定について検討を加え、その結果に基
づいて必要な措置を講ずるものとする。

この農地法の特例については、なお從前の例に
よる。

(農業振興地域の整備に關する法律の一部改正
に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に第三条の規定による
改正前の農業振興地域の整備に關する法律(以
下「旧農振法」という。)第十二条第一項(旧農振
法第十三条第四項において準用する場合を含
む。)の規定による公告がされた農業振興地域整
備計画の策定又は変更については、なお從前の
例による。

2 この法律の施行前に旧農振法第十五条の七第
一項の承認を受けてする協議が調つたこと(旧
農振法第十五条の十一第二項の規定により協議
が調つたものとみなされる場合を含む。)により
設定された旧農振法第十五条の七第一項に規定
する特定利用権については、なお從前の例によ
る。

3 この法律の施行前に旧農振法第十五条の七第
一項の承認の申請があつた場合における同項に
規定する特定利用権の設定の手続及び当該手續
により設定される特定利用権については、なお
従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの法
律の規定により従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
(政令への委任)

第七条 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
(検討)

件に該当する農地の貸付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定(以下「対象農地貸付け」といいう。)を受けている農地(その者が貸付協定を締結している農地の所在地を管轄する市町村及び当該農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と締結しているものに限る。)

第三条第一項中「地方公共団体又は農業協同組合は、」を削り、「とき」を「者」に改め、「貸付規程」の下に「(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあっては、貸付規程及び貸付協定)」を加える。

第四条第一項中「前条第三項」を「地方公共団体(都道府県を除く。)又は農地保有合理化法人が対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項」に、「場合並びに」を「場合(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあっては、使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。)並びに」に改め、同条第二項中「並びに当該を、「当該に改め、「ないもの」の下に「並びに地方公共団体又は農地保有合理化法人が対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当該対象農地貸付けの用に供されていないもの」を加える。

第六条中「受けた者」の下に「(第二条第二項第五

号)に該当する農地にあつては、当該農地について対象農地貸付けを行つた地方公共団体又は農地保有合理化法人」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第三十四条 削除
別表第二十四号中「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」を削除する。(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)第三十四条の規定の適用を受けて行われたこの法律による改正前の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「旧特定農地貸付法」という。)第三条第三項の承認(旧特区法第三十四条の規定の適用を受けて行われた市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第七条第一項又は第五項の規定による認定を受けた者が同法第十一一条第一項の規定により旧特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けたものとみなされた場合における当該承認を含む。)に係る農地は、この法律による改正後の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る農地とみなす。